

9 外国人の権利に関する条約(米州)

署名 一九〇一年一月二九日(メキシコ市)
効力発生 一九〇一年一月二九日
当事国 五

アルゼンチン共和国、ボリビア国、コロンビア国、コスタリカ国、チリ国、ドミニカ共和国、エクアドル国、サルヴァドル国、アメリカ合衆国、グアテマラ国、ハイチ国、ホンダユラス国、メキシコ合衆国、ニカラグア国、パラグアイ国、ペルー国及びウルグアイ国の大統領は、各自の國が第二回國際アメリカ會議に出席したものを除き、その良好妥当であることを認めた後、次の条項の外國人の権利に関する条約を作成することに合意した。

(代表者)

右の各代表は、互にその全権委任状を示し、政府の承認を条件として行動するアメリカ合衆国ニカラグア国及びパラグアイ國の大統領の代表者の呈示したものと一致する。

第一項【民事上の権利】外國人は、内国民に属するすべての民事上の権利を享有し、且つ、実体、形式又は手続についても、またこの権利から生ずる請求についても、内国民と全く同一の条件の下にこの権利を行使する。但し、各國の憲法に別段の規定がある場合には、「この限りでない」。

第二項【國の負担する義務と責任】國は、その憲法及び法令によって自國のために設定されたもの以外のなんらの義務又は責任をも外國人に對し負担し、また外國人のために承認しない。

從つて、國は、はんねん又は個人の行為によつて外國人の被むる損害及び一般になんらかの種類の偶發的原因(内亂的のものであると國家的のものであるとを問わず)、戦争行為は偶發的原因ともみなされる)から生じた損害について責に任することはない。但し、官憲においてその義務を遵守しなかつた場合には、この限りでない。

第三項【裁判所に対する提訴】外國人は、國又はその人民に対する民事上、刑事上又は行政上の要求又は苦情をもつ場合には、その請求をこの國の権限ある裁判所に提起する。右の請求は、外交手続によつて解決する所と定められた場合は、その限りではない。

右の駐撫として、各全権委員及び代表は、この条約に署名し、第一回國際アメリカ會議の印章を押した。
一千九百一年月二十九日メキシコ市においてそれぞれスペイン語、イギリス語及びフランス語で記した本書三通を作成した。この本書は、メキシコ合衆國政府の外務省に寄託し、外交手続によつて署名に送付するためその認証原本を作成する。

